

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成 25 年度決算に基づく財政の健全性に関する各比率（健全化判断比率及び資金不足比率）を公表します。

財政の健全性を明確化

健全化判断比率は①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率の 4 指標があり、自治体は各指標の比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の 3 つの区分に判断されます。基準を超える自治体は財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定するなど、財政健全化に向けての取組が義務づけられます。また、各公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定するなどの取組が義務づけられます。

里庄町の算定結果

里庄町の平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりとなっており、いずれも基準を下回りました。今後も健全性が保たれた財政運営に努めていきます。

○健全化判断比率

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字額がなく比率は算定されませんが、参考として資金剰余の比率を（△）で表示しています。また、将来負担比率については、将来負担額よりも将来負担額へ充当可能な財源の方が多いため比率は算定されませんが、参考として算定結果を（△）で表示しています。

指標	平成 25 年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－（△8.51%）	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	－（△23.32%）	20.00%	30.00%
実質公債費比率	8.1%	25.0%	35.0%
将来負担比率	－（△85.9%）	350.0%	－

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額はなく比率は算定されませんが、参考として資金剰余の比率を（△）で表示しています。

特別会計	平成 25 年度資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	－（△88.5%）	20.0%
公共下水道事業会計	－（△142.8%）	

各比率の説明

実質赤字比率 一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合
連結実質赤字比率 全ての会計の実質赤字額、資金不足額が標準財政規模に占める割合

実質公債費比率	公債費や公債費に準じた経費が標準財政規に占める割合
将来負担比率	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額が標準財政規模に占める割合
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額がそれぞれの事業規模に占める割合

※標準財政規模とは…地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源（用途が特定されず、どのような経費にも使用できる収入）の規模を示す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値。

参 考

- [岡山県内市町村の財政状況](#)
- [総務省 HP（地方公共団体財政健全化法関係資料）](#)